

欧州委員会

Brussels, XXX [...] (2020)
0) XXX草案

附属書2

附属書

欧州委員会委任規則(EU) .../..

経済活動が気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与すると認められる条件を決定し、かつ、経済活動が他の環境目的のいずれにも重大な損害をもたらさないか否かを決定するための技術的スクリーニング基準を設定することにより、欧州議会及び理事会の規則(EU)2020/852を補足する。

附属書II

経済活動が気候変動への適応に実質的に寄与すると認められる条件を決定するため、及び経済活動が他の環境目的のいずれにも重大な損害をもたらさないかどうかを決定するための技術的な選別基準

1. 農業・林業

1.1. 非多年生作物の栽培

活動内容

種子生産を目的としたものを含め、2年以上にわたって生育期が続かない植物の成長。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって定められた経済活動の統計的分類に従って、NACEコードA1.1に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動(非多年生作物の栽培)は、活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものの中から特定される。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響の評価は、ベストプラクティスと利用可能な指針に基づいており、気候変動に関する政府間パネルの最新の報告書²および科学的ピアレビューを受けた出版物に準拠した脆弱性およびリスク分析、ならびに関連する方法論のための利用可能な最良の科学であるオープンソースモデル¹を考慮に入れている。

¹ 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

実施される適応策は以下のとおり。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション³を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁴に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動のDNSH技術的スクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	<p>本活動は、以下の基準に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none">(a) 永続的な草地は⁵維持されている。(b) 湿地帯と泥炭地は適切に保護されて⁶いる。(c) 植物の健康増進のための免除が与えられている場合を除き、耕作可能な株は燃かれない。(d) 斜面⁸を含む耕作下の最低限の土地管理。 <p>連続的に森林化された地域、すなわち、高さ5メートルを超える樹木がある1ヘクタールを超える土地で、林冠率が10~30%であるか、または現場⁹でこれらの閾値に達することができる土地は、転換されない。</p>
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

² 気候変動に関する評価報告書: 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が定期的に発行している影響、適応、脆弱性: 気候変動に関連する科学を評価する国連機関、<https://www.ipcc.ch/reports/>

³ 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-soluti>

⁴ 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照
経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。

⁵ 規則(EU)1306/2013附属書IIのGAEC1に従い

⁶ 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC 2に従う。

⁷ 規則(EU)1306/2013附属書IIのGAEC3に従い

⁸ 規則(EU)1306/2013附属書IIのGAEC6に従い

(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	<p>水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者¹⁰と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。</p> <p>活動が取水を伴う場合、水域への重大な影響を回避するための条件を特定した上で、関連当局が取水許可を付与していること。</p>
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>使用済み保護栽培フィルム、未使用の農薬または肥料、包装材またはネットラップを含む、非永年作物の栽培過程で発生する非天然廃棄物は、認定廃棄物管理業者によって収集され、危険またはその他の方法でリサイクルできない場合には、リサイクルまたは処分されること。天然(有機)材料およびその他の適切な廃棄物(農薬洗浄を含むことがある)は、農業上の利益のために使用されること。</p>
(5) 公害防止・管理	<p>農薬および除草剤を含む栄養素(肥料)および植物保護製品の適用は、処理時間および処理区域に関し、人の健康および環境に対する農薬使用の危険性および影響、ならびに過剰な栄養素¹¹の喪失を低減するために、適切なレベルおよび適切な器具および技術を用いられていること。</p> <p>特に、窒素汚染の影響を受ける区域及び汚染の影響を受けるおそれのある水域においては、窒素の利用は、良好な農業慣行に適合し、特に、関係する脆弱な地域の特性を考慮に入れること。</p> <p>(a) 土壌の状態、土壌の種類、斜面</p> <p>(b) 気候条件、降雨及び灌漑</p> <p>(c) 土地利用と、輪作システムを含む農業慣行。窒素の用途は、以下の項目間のバランスに基づくものとする。</p>

⁹ 指令(EU)2018/2001の第29条第4項及び第5項に従う。この要件は、バイオ燃料、バイオ液体、バイオマス、あるいは食料や飼料の用途にかかわらず、すべての多年生作物生産に適用される。

¹⁰ 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

¹¹ 指令2009/128/ECおよび91/676/EEC、および規制(EU)No. 1306/2013の法定管理要件10を参照のこと。

	<p>(a) 作物の予想される窒素要求量</p> <p>(b) 以下を勘案した土壌および施肥による作物への窒素供給</p> <p>(i) 作物が大量に使用され始めた時点で土壌中に存在する窒素の量(冬の終わりに残存する量)</p> <p>(ii) 土壌中の有機窒素の貯蔵量の純無機化による窒素の供給。</p> <p>(iii) 家畜糞尿からの窒素化合物の添加;</p> <p>(iv) 化学肥料やその他の肥料からの窒素化合物の添加</p> <p>各農場について、動物自身によるものを含め、毎年土地に施用される家畜糞尿の量が、指令91/676/EECの附属書IIIに定める条件に従って、ヘクタール当たり170kg N ha⁻¹または異なる量を超えないことを確保するための措置がとられること。</p> <p>人及び動物の健康及び環境を高度に保護する活性物質を有する植物保護製品のみが使われること¹²。</p>
<p>(6) 生物多様性・生態系の保護及び回復</p>	<p>特に冬季には、浸食や水路・水域への流出を防ぎ、土壌有機物の¹³維持するために、土壌の保護を確保すること。</p> <p>活動は、法的に保護されている種の攪乱、捕獲、殺害、または法的に保護されている生息地の劣化につながらないこと。</p> <p>活動は、高自然価値の土地、湿地、森林、または生物多様性の価値が高い他の土地の転換、分断化、または持続不可能な強化につながらないこと。これには、1ヘクタールを超える高度に生物多様性のある草地であって、以下のいずれかに該当するものを含む、生物多様性の価値が高い¹⁴の土地が含まれる。</p> <p>(a) すなわち、自然の草地で、人間の介入がなければ草地のままとなり、その草地の自然の種構成や生態学的特徴、プロセスを維持するもの。</p> <p>(b) 人間の介入がなければ草地ではなくなるような非自然的な草地で、(続く)</p>

¹² EUにおいては、これは、代替のために指定された植物保護製品を除き、規則(EU)2018/848第24条に基づいて認可された植物保護製品の使用を意味する。

¹³ 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC4、5及び6に従う。

¹⁴ 生物多様性の価値が高い土地は、指令(EU)2018/2001の第29条(3)に規定されている。

種が豊富で劣化しておらず、関連する所管官庁により高度に生物多様性であることが確認されているもの。

生物多様性に配慮した地域(保護地域の「Natura 2000」ネットワーク、ユネスコ世界遺産及び主要生物多様性地域(「KBA」)を含む)又はその近くに所在する場所/事業、並びにその他の保護地域については:

- (a) 活動は、自然の生息地及び種の生息地の悪化をもたらさず、また、保護地域が指定された種の攪乱をもたらさないこと。
- (b) 活動は、該当する場合には、適切な評価¹⁵の結論に従って実施され、また、必要な軽減措置が¹⁷評価の結論に従って¹⁶実施されていること。

外来種の栽培は、規則(EU)No.1143/2014¹⁸に従って、危険性、監視及び保護に関する適用規則に従うこと。EUが懸念する侵略的外来種のリストに記載された種および加盟国の国内リストに記載された侵略的または高リスクと考えられる種の外来種は栽培できない。上記リストに記載されていない外来種は、関連する評価プロセスに従い、侵入のリスクが無視できる場合にのみ栽培されること。

1.2. 多年生作物の栽培

活動内容

2年以上の生育期間をもつ植物の成長。種子生産を目的としたものも含めて、一年ごとに枯れるか、あるいは連続的に成長する。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって定められた経済活動の統計的分類に従って、NACEコードA1.2に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応への実質的な貢献

¹⁵ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、同等の国内規定又は国際基準、例えば、国際金融公社(IFC)パフォーマンス基準6:生物多様性の保全及び生きている天然資源の持続可能な管理。

¹⁶ これらの措置は、プロジェクト/計画/活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

¹⁷ (EU)規則No.1306/2013の法定管理要件2および3に準拠し、以下に記載する。指令92/43/EECの特定の第6条第1項及び第2項、並びに指令2009/147/ECの第3条(1)、第3条(2)、点(b)並びに第4条第1項、第2項及び第4項

¹⁸ リスク評価については、例えば、規則(EU)第1143/2014号第5条を参照。

この経済活動(多年生作物の栽培)は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定される。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル¹⁹、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。

実施される適応策は以下のとおりである。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション²⁰を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ²¹に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と統合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本付属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動のDNSH技術的スクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

¹⁹ 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

²⁰ 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う [\(IUCN\)、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)。

²¹ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

<p>(1) 気候変動の緩和</p>	<p>本活動は、以下の基準に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 永続的な草地在²²維持されている。 (b) 湿地帯と泥炭地は適切に保護されて²³いる。 (c) 植物の健康増進のための免除が与えられている場合を除き、耕作可能な切り株は燃かれない。 (d) 耕作下の最低限の土地管理(斜面²⁵を含む)がなされている。 (e) 最も感受性の高い期間²⁶は裸地は無い。 <p>連続的に森林化された地域、すなわち、高さ5mを超える樹木がある1ヘクタールを超える土地で、その間に10%から30%の樹冠があるか、または今のままで²⁷これらの閾値に達することができる土地は、用途変更されないこと。</p>
<p>(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護</p>	<p>水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者²⁸と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。</p> <p>活動が取水を伴う場合、水域への重大な影響を回避するための条件を特定した上で、関連当局が取水許可を付与していること。</p>
<p>(4) サーキュラー・エコノミーへの移行</p>	<p>使用済み保護栽培フィルム、未使用の農薬または肥料、包装材、ネットラップなど、非永年作物の栽培過程で発生する非天然廃棄物は、認定廃棄物管理業者によって回収され、危険な場合またはその他の方法でリサイクルできない場合には、リサイクルまたは処分されること。農業上の利益のため、天然(有機)材料およびその他の適切な廃棄物(農薬洗浄液を含む)を使用すること。</p>

²² 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC1に従う。

²³ 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC 2に従う。

²⁴ 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC3に従う。

²⁵ 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC 6に従う。

²⁶ 規則(EU)1306/2013付属書IIのGAEC7に従い

²⁷ 指令(EU)2018/2001の第29条第4項及び第5項に従う。本要件バイオ燃料、バイオ液体、バイオマス、あるいは食料や飼料の用途のいずれにせよ、すべての多年生作物生産に適用される。

²⁸ 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<p>(5) 公害防止・管理</p>	<p>農薬および除草剤を含む栄養素(肥料)および植物保護製品の適用は、処理時間および処理区域に関し、人の健康および環境に対する農薬使用の危険性および影響、ならびに過剰な栄養素²⁹の喪失を低減するために、適切なレベルおよび適切な器具および技術を用いて行われること。</p> <p>特に、窒素汚染の影響を受ける区域及び汚染の影響を受けるおそれのある水域においては、窒素の利用は、良好な農業慣行に適合し、特に以下について関係する脆弱な地域の特性を考慮に入れること。</p> <p>(a) 土壌の状態、土壌の種類、斜面</p> <p>(b) 気候条件、降雨及び灌漑</p> <p>(c) 土地利用と、輪作システムを含む農業慣行。</p> <p>窒素の用途は、以下の項目間のバランスに基づくものとする。</p> <p>(a) 作物の予想される窒素要求量</p> <p>(b) 以下を勘案した土壌および施肥による作物への窒素供給</p> <p>(i) 作物が大量に使用され始めた時点で土壌中に存在する窒素の量(冬の終わりに残存する量)</p> <p>(ii) 土壌中の有機窒素の貯蔵量の純無機化による窒素の供給。</p> <p>(iii) 家畜糞尿からの窒素化合物の添加;</p> <p>(iv) 化学肥料やその他の肥料からの窒素化合物の添加</p> <p>各農場について、動物自身によるものを含め、毎年土地に施用される家畜糞尿の量が、指令91/676/EECの附属書IIIに定める条件に従って、ヘクタール当たり170kg N ha⁻¹または異なる量を超えないこと</p> <p>人及び動物の健康及び環境を高度に保護する活性物質を有する植物保護製品のみが使用可能³⁰である。</p>
--------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

²⁹ 指令2009/128/ECおよび91/676/EEC、および規制(EU)No 1306/2013の法定管理要件10を参照のこと。

³⁰ EUにおいては、これは、代替のために指定された植物保護製品を除き、規則(EU)2018/848第24条に基づいて認可された植物保護製品の使用を意味する。

<p>(6) 生物多様性・生態系の保護及び回復</p>	<p>特に冬季には、浸食や水路・水域への流出を防ぎ、土壌有機物の³¹を維持するために、土壌の保護を確保すること。</p> <p>法的に保護されている種の攪乱、捕獲、殺害、または法的に保護されている生息地の劣化につながらないこと。</p> <p>自然価値の高い土地、湿地、森林、または生物多様性の価値が高い他の土地の転換、分断化、または持続不可能な強化につながらないこと。これには、1ヘクタールを超える高度に生物多様性のある草地であって、以下のいずれかに該当するものを含む、生物多様性の価値が高い³²土地が含まれる。</p> <p>(a) すなわち、自然の草地で、人間の介入がなければ草地のままであり、その草地の自然の種構成や生態学的特徴、プロセスを維持するもの。</p> <p>(b) すなわち、人間の介入がなければ草地ではなくなり、種が豊富で劣化しておらず、関連する所管官庁によって高度に生物多様性であると確認されている非自然的な草地。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域の「Natura 2000」ネットワーク、ユネスコ世界遺産及び主要生物多様性地域(「KBA」)を含む)又はその近くに所在する場所/事業、並びにその他の保護地域について:</p> <p>(a) 自然の生息地及び種の生息地の悪化をもたらさず、また、保護地域が指定された種の攪乱をもたらさないこと。</p> <p>(b) 該当する場合には、適切な評価³³の結論に従って実施され、また、必要な軽減措置が³⁵評価の結論に従って³⁴実施されていること。</p> <p>外来種の栽培は、規則(EU)No.1143/2014³⁶の危険性、監視及び保護に関する適用規則に従う。EUの懸念する侵略的外来種のリストに記載されている種及び加盟国の国内に記載されている外来種・侵略的または高リスクと考えられる種のリストにあるものは栽培されない。</p>
---------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

³¹ 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC4、5及び6に従う。

³² 生物多様性の価値が高い土地は、指令(EU)2018/2001の第29条(3)に規定されている。

³³ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、同等の国内規定又は国際規格、例えば、国際規格に従って
ファイナンス・コーポレーション(IFC)パフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

³⁴ これらの措置は、プロジェクト/計画/活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

³⁵ (EU)規則No 1306/2013の法定管理要件2および3に準拠し、以下に記載する。

指令92/43/EECの特定の第6条第1項及び第2項、並びに指令2009/147/ECの第3条(1)、第3条(2)、点(b)並びに第4条第1項、第2項及び第4項

³⁶ リスク評価については、例えば、規則(EU)第1143/2014号第5条を参照。

	上記リストに記載されていない外来種は、関連する評価プロセスに従い、侵入のリスクが無視できる場合にのみ栽培される。
--	----------------------------------------------------------

1.3. 畜産

活動内容

水産動物を除くすべての動物の飼養(養殖)及び繁殖 家畜生産には、家畜の寄宿、餌やりおよび屠殺場からの皮の生産は含まれない。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって定められた経済活動の統計的分類に従って、NA CEコードA1.4に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定される。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル³⁷、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は、(続く)

³⁷ 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション³⁸を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ³⁹に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動のDNSH技術的スクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

<p>(1) 気候変動の緩和</p>	<p>本活動は、以下の基準に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 永続的な草地は⁴⁰維持されている。 (b) 湿地帯と泥炭地は適切に保護されて⁴¹いる。 (c) 植物の健康増進のための免除が与えられている場合を除き、耕作可能な切り株は燃かれない。 (d) 斜面⁴³を含む耕作下の最低限の土地管理。 <p>連続的に森林化された地域。すなわち、高さ5mを超える樹木がある1ヘクタールを超える土地で、その間に10%から30%の樹冠があるか、またはこのままで⁴⁴これらの閾値に達することができる土地は、用途が変更されないこと。</p>
<p>(3) 水資源・海洋資源の持続可能な利用と保護</p>	<p>水質の保全及び水ストレスの回避に関する環境劣化リスクは、関連する利害関係者⁴⁵と協議した上で策定された、水利用と防護のマネジメントプランの事項に従って特定され、かつ、対処されること。</p>

³⁸ 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions>.

³⁹ 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照
経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。

⁴⁰ 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC1に従う。

⁴¹ 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC 2に従う。

⁴² 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC3に従う。

⁴³ 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC 6に従う。

⁴⁴ 指令(EU)2018/2001の第29条第4項及び第5項に従う。この要件は、バイオ燃料、バイオ液体、バイオマス、食料、飼料のいずれにせよ、すべての多年生作物生産に適用される。

	活動が取水を伴う場合には、水域への重大な影響を回避するための条件を特定した上で、当該活動に関連する権限のある機関により取水許可が与えられていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	<p>農薬および除草剤を含む栄養素(肥料)および植物保護製品の適用は、処理時間および処理区域に関し、人の健康および環境に対する農薬使用の危険性および影響、ならびに過剰な栄養素⁴⁶の喪失を低減するために、適切なレベルおよび適切な器具および技術を用いること。</p> <p>特に、窒素汚染の影響を受ける区域及び汚染の影響を受けるおそれのある水域においては、窒素の利用は、良好な農業慣行に適合し、特に、関係する脆弱な地域の特性を考慮に入れること。</p> <p>(a) 土壌の状態、土壌の種類、斜面</p> <p>(b) 気候条件、降雨及び灌漑</p> <p>(c) 土地利用と、輪作システムを含む農業慣行。窒素の用途は、以下の間のバランスに基づくものとする。</p> <p>(a) 作物の予想される窒素要求量</p> <p>(b) 以下を勘案した施肥および土壌から作物への窒素供給</p> <p>(i) 作物が大量に使用され始めた時点で土壌中に存在する窒素の量(冬の終わりに残存する量)</p> <p>(ii) 土壌中の有機窒素の貯蔵量の純無機化による窒素の供給。</p> <p>(iii) 家畜糞尿からの窒素化合物の添加;</p>

⁴⁵ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

⁴⁶ 指令2009/128/ECおよび指令91/676/EECおよび法定管理を参照。規則(EU)No 1306/2013の要件10。

	<p>(iv) 化学肥料やその他の肥料からの窒素化合物の添加 各農場について、動物自身によるものを含め、毎年土地に施用される家畜糞尿の量が、指令91/676/EECの附属書IIIに定める条件に従って、ヘクタール当たり170kg N ha⁻¹または異なる量を超えないための措置がとられること。</p> <p>人及び動物の健康及び環境を高度に保護する活性物質を有する植物保護製品のみが使用可能⁴⁷であること。</p>
<p>(6) 生物多様性・生態系の保護及び回復</p>	<p>特に冬季には、浸食や水路・水域への流出を防ぎ、土壌有機物の⁴⁸を維持するために、土壌の保護を確保すること。</p> <p>法的に保護されている種の攪乱、捕獲、殺害、または法的に保護されている生息地の劣化につながらないこと。</p> <p>自然価値の高い土地、湿地、森林、または生物多様性の価値が高い他の土地の転換、分断化、または持続不可能な強化につながらないこと。これには、1ヘクタールを超える高度に生物多様性のある草地であって、以下のいずれかに該当するものを含む、生物多様性の価値が高い⁴⁹土地が含まれる。</p> <p>(a) すなわち、自然の草地で、人間の介入がなければ草地のままであり、その草地の自然の種構成や生態学的特徴、プロセスを維持するもの。</p> <p>(b) すなわち、人間の介入がなければ草地ではなくなり、種が豊富で劣化しておらず、関連する所管官庁によって高度に生物多様性であると確認されている非自然的な草地。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域の「Natura 2000」ネットワーク、ユネスコ世界遺産及び主要生物多様性地域(「KBA」)を含む)又はその近くに所在する場所/事業、並びにその他の保護地域について:</p> <p>(a)自然の生息地及び種の生息地の悪化をもたらさず、また、指定保護区が設けられた種の攪乱をもたらすものではないこと。</p>

⁴⁷ 同盟においては、これは、代替のために指定された植物保護製品を除き、規則(EU)2018/848第24条に基づいて認可された植物保護製品の使用を意味する。

⁴⁸ 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC4、5及び6に従う。

⁴⁹ 生物多様性の価値が高い土地は、指令(EU)2018/2001の第29条(3)に規定されている。

(b) 適切な評価⁵⁰(該当する場合)の結論に従って実施され、また、必要な軽減措置が⁵²評価の結論に従って⁵¹実施されていること。

外来種の栽培は、規則(EU)No.1143/2014⁵³に従って、危険性、監視及び保護に関する適用規則に従うこと。EUの懸念する侵略的外来種のリストに記載された種および加盟国の国内リストに記載された侵略的または高リスクと考えられる種の外来種は栽培されないこと。上記リストに記載されていない外来種は、関連する評価プロセスに従い、侵入のリスクが無視できる場合にのみ栽培されること。

1.4. 植林

活動内容

これまで土地利用が異なっていたか、あるいは利用されていなかった土地に、植林や計画的な播種を通して森林を造成することをいう。新規植林とは、国連食糧農業機関(「FAO」)の新規植林⁵⁴の定義に従い、土地利用を非森林から森林へ転換することを意味する。ここで、森林とは、国内の温室効果ガスインベントリで使用されている森林の定義に合致する土地、または利用できない場合は、FAOの森林⁵⁵の定義に合致する土地を意味する。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードA2に分類される。活動は、NACE II 02.10、すなわち林業およびその他の森林活動に限定され、02.30、すなわち野生栽培非木材製品の収集に限定される。

⁵⁰ 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、同等の国内規定又は国際基準、例えば、国際金融公社(IFC)「パフォーマンス基準6:生物多様性の保全及び生きている天然資源の持続可能な管理」などに従う。

⁵¹ これらの措置は、プロジェクト/計画/活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

⁵² (EU)規則No 1306/2013の法定管理要件2及び3、特に指令92/43/EECの第6条1及び2、並びに第3条(2)の要点に従い

指令2009/147/ECの第4条第1項、第2項及び第4項

⁵³ リスク評価については、例えば、規則(EU)第1143/2014号第5条を参照。

⁵⁴ それまでaの下にあった土地に植林や計画的な播種による森林の造成異なる土地利用は、非森林から森林への土地利用の転換を意味する(FAO Global Resources Assessment 2020)。用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>。

⁵⁵ 5メートルを超える樹木があり、かつ、樹冠の被覆面積が0.5ヘクタールを超える土地10%、すなわちその場でこれらの閾値に達することができる樹木。FAO Global Resources Assessment 2020では、農地や都市部の土地利用が圧倒的に多い土地は含まれていない。用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本附属文書の付録Aに列挙されているものから特定される。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度の最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁵⁶、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおり。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁵⁷を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁵⁸に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動のDNSH技術的スクリーニング基準に合致すること。

⁵⁶ 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

⁵⁷ [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>.

⁵⁸ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

<p>(1) 気候変動の緩和</p>	<p><i>植林計画</i></p> <p>1.1. 当該活動が行われる地域は、活動開始前に策定された長期(10年以上)植林計画によってカバーされる。ただし、この地域が国の温室効果ガスインベントリーで使用されている森林の定義と一致するか、利用できない場合は、森林のFAOの定義と一致すること。</p> <p>植林計画は、植林の環境影響評価に関する国内法で要求されるすべての要素を含んでいるか、又は、そのような国内法が存在しない場合には、計画は、以下に関する詳細な情報を含んでいること。</p> <ul style="list-style-type: none">(a) 土地登記簿の官報による区域の表示(b) 炭素貯蔵の高い土地を保護するために、土壌や地上バイオマスを含む既存の炭素貯蔵量に対するサイトの準備とその影響;(c) 主要な制約を含む経営目標(d) 管理目標を達成するために計画された全般的な戦略と活動(森林サイクル全体にわたる期待される活動を含む)。(e) 主要な既存及び意図された森林樹種、並びにその範囲及び分布を含む森林生息地の状況の定義(f) 区画、道路、通路の権利及びその他の公衆のアクセス、水路を含む物理的特徴、法的及びその他の制限の下にある区域(g) 森林生態系の良い状態を維持するために展開される措置(h) 社会的課題への配慮(景観保全、利害関係者との協議)(i) 森林火災、並びに有害動植物及び疾病の発生を含む森林に関連するリスクの評価であって、残留リスクに対する防護を確実にする目的で展開されるリスク及び措置を防止し、削減し、及び管理することを目的とするもの
--------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

。

12. 国内法に定められた最良の植林慣行に従うか、又は国内法にそのような最良の植林慣行が定められていない場合には、以下の基準のうち1つに適合すること。

(a) 委任規則(EU)No 807/2014に準拠している。

(b) 「植林・再植林に関する汎欧州ガイドライン」に従い、特にUNFCCCの⁵⁹の要件に焦点を当てている。

(c) 実施されている活動に関連する管理システムは、指令(EU)2018/2001の第29条(6)に規定された森林持続可能性基準、及び同指令の第29条(8)に基づいて採択された森林バイオマスからのエネルギーの運用ガイダンスに関する施行法の適用日に適合している。

13. 実施されている活動に関連する管理システムは、規則(EU)No 995/2010に規定されているデュー・デリジェンス義務および合法性要件に準拠していること。

14. 新規植林に関連するすべてのDNSH基準は、新規植林計画で扱われること。

15. 植林計画は、計画に含まれる情報、特に対象地域に関するデータの正確性を保証するモニタリングを提供すること。

16. 活動の開始時及びその後5年ごとに、国の当局又は活動の運営者の要請により、森林認証制度のような独立した第三者認証機関により、当該活動が植林計画に適合していることが確認されること。

独立した第三者認証機関は、所有者や資金提供者と直接結びついておらず、活動の開発や運営には関与していないこと。

⁵⁹

2008年11月12-13日にMCPFE専門家レベル会合で採択されたUNFCCCの規定、及び2008年11月4日にPEBLDS理事会を代表してPEBLDS議長団によって採択されたUNFCCCの規定、https://www.foresteurope.org/docs/other_meetings/2008/Geneva/Guidelines_Aff_ADOPTED.

<p>(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護</p>	<p>水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、本節の第1節に記すプランで特定され、対処されており、関連する利害関係者⁶⁰と協議して策定された水利用と防護管理計画に従って、関連する認証機関によって管理されていること。</p>
<p>(4) サーキュラー・エコノミーへの移行</p>	<p>該当なし</p>
<p>(5) 公害防止・管理</p>	<p>農薬の使用は削減され、また、有害動植物や疾病の発生を制御するために必要な場合を除き、指令2009/128/ECに従って、農薬に代わる非化学的代替物を含む代替的なアプローチや技術を採用することが望ましい。この活動では肥料を使用しないこと。</p> <p>残留性有機汚染物質に関するPOPs条約、国際貿易における特定の有害な化学物質および農薬に関する事前のインフォームド・コンセント手続きに関するロッテルダム条約、水銀に関する水俣条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、およびWHOの危険有害性による農薬の勧告分類で分類Ia(「極めて有害」)またはIb(「極めて有害」)として記載されている有効成分の使用を回避するために、十分に文書化され、検証可能な措置が講じられていること。その活動は、有効成分に関する国内実施法に準拠していること。</p> <p>水質汚濁、土壌汚染を防止し、汚染が発生した場合には浄化対策を実施すること。</p>
<p>(6) 生物多様性・生態系の保護及び回復</p>	<p>国の権限のある当局によって保全のために指定された地域、または保護されている生息地では、活動は、それらの地域の保全目標に合致していること。</p> <p>生物多様性の損失や高い保全価値に特に敏感な生息地、あるいは国内法に従ってそのような生息地の回復のために用意されている地域の用途転換行われないこと。</p>

⁶⁰ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

⁶¹ WHOの有害性による農薬の推奨分類(バージョン2019)、<https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/32193/978924005662-eng.pdf?ua=1>。

本節の第1項で言及した計画には、国および地方の規定に従い、生物多様性を維持し、可能な限り向上させるための規定が含まれており、その中には、以下のものが含まれること。

- (a) 生息地及び種の良い保全状態を確保し、典型的な生息地種を維持すること。
- (b) 侵略的な種の使用又は放出をしないこと。
- (c) 次のことが証明されない限り、非在来種の使用を行わないこと。
 - (i) 森林生殖材料の使用は、好ましく適切な生態系条件(気候、土壌基準、植生地帯、森林火災の回復力など)につながる。
 - (ii) 現存する在来種は、予測される気候的・水文学的条件にもはや適応していない。
- (d) 土壌の構造及び肥沃度並びに土壌の生物多様性の維持を確保すること。
- (e) 自然に近い森林又は地域の状況に適合した類似の概念を促進すること。
- (f) 生物多様性の高い生態系を生物多様性の低い生態系に転換しないこと。
- (g) 森林に関連する生息地及び種の多様性を確保すること。
- (h) 樹木構造の多様性を確保し、成熟期の樹木及び枯死木の維持又は増進を図ること。

バイオエネルギーのための樹木の使用は、特に、適用法令に従って、例外的な状況(植物検疫上の理由によるものを含む)で国又は地域のレベルで許可されている場合を除き、炭素保持材料又は製品における使用のために補助金対象ではない健全な市場が存在する場合には、回避されること。

1.5. 森林の再生・再生

活動内容

この活動は、国内法で定められた森林の再生と回復の定義を満たしている。国内法にそのような定義が含まれていない場合、活動は特定の国についてピアレビューを受けた科学文献において広範な合意を得た定義に合致する。

この活動は、土地利用に変化がないことを意味し、国内の温室効果ガスインベントリで使用されている森林の定義と一致する劣化した土地で、または利用できない場合には、FAOの森林⁶²の定義に従う。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードA2に分類される。活動は、NACE II 02.10、すなわち林業およびその他の森林活動に限定され、02.30、すなわち野生栽培非木材製品の収集に限定される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定される。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度の最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響の評価は、ベストプラクティスと利用可能な指針に基づいており、気候変動に関する政府間パネルの最新報告書および科学的ピアレビューを受けた出版物に準拠した脆弱性およびリスク分析、および関連する方法論のために利用可能な最良の科学であるオープンソースモデル⁶³を考慮に入れている。

⁶² 0.5ヘクタールを超える土地で、5mを超える樹木があり、10%を超える樹冠被覆を有するか、または現場でこれらの閾値に達することができる樹木。FAO Global Resources Assessment 2020では、農地や都市部の土地利用が圧倒的に多い土地は含まれていない。用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>。

⁶³ 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

実施される適応策は以下のとおり。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁶⁴を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁶⁵に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動のDNSH技術的スクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと

(1) 気候変動の緩和	<p style="text-align: center;"><i>森林管理計画又はこれに準ずるもの</i></p> <p>1.1. 本活動は、国内法に規定されている森林管理計画又は同等の文書の対象となる地域、又は国内法で森林管理計画又は同等の文書が定められていない地域(FAOの「長期森林管理計画を伴う森林地域」⁶⁶の定義に記載されている)で行われること。</p> <p>森林管理計画又はこれに準ずるものは、十年以上の期間を対象とし、継続的に更新され、かつ、以下の事項に関する詳細な情報を提供することにより森林管理システムについて明示すること。</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⁶⁴ 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions>.

⁶⁵ 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照
経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。

⁶⁶ 長期(10年以上)の管理計画を文書化し、定められた管理目標を目指す森林地域で、定期的に改訂されている。
FAOグローバル資源評価2020. 用語と定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>.

- (a) 主要な制約⁶⁷を含む経営目標
- (b) 管理目標を達成するために計画された全般的な戦略と活動（森林サイクル全体にわたる期待される活動を含む）。
- (c) 主要な既存及び意図された森林樹種、並びにその範囲及び分布を含む森林生息地の状況の定義
- (d) 土地登記所における官報による区域の定義
- (e) 区画、道路、通路の権利及びその他の公衆のアクセス、水路を含む物理的特徴、法的及びその他の制限の下にある区域
- (f) 森林生態系の良い状態を維持するために展開される措置
- (g) 社会的課題への配慮(景観保全、ステークホルダーとの協議)
- (h) 森林火災、並びに有害動植物及び疾病の発生を含む森林に関連するリスクの評価であって、残留リスクに対する防護を確実にするために展開されるリスク及び措置を予防し、削減し及び管理することを目的とするもの

12 ポイント1.1で述べた計画に記載されているように、森林管理システムの持続可能性は、以下のいずれかのアプローチによって確保されること。

- (a) 森林管理は、適用される持続可能な森林管理の国家定義に合致するものである。
- (b) 実施されている管理システムが指令(EU)2018/2001の第29条(6)に定められた森林持続可能性基準に適合しており、その適用日現在、同指令の第29条(8)に基づいて採択された森林バイオマスからのエネルギーの運用指針に関する施行法に準拠している

1.3. 実施されている活動に関連するマネジメントシステムが(続く)

⁶⁷

(i)木材資源の長期的な持続可能性(ii)生息地の保全、関連する生息地の多様性、土壌影響を最小限に抑える収穫条件に対する影響/圧力の分析を含む。

	<p>(EU)規則No.995/2010に規定されたデュー・デリジェンス義務および合法性要件を遵守していること。</p> <p>1.4. 森林管理に関連するすべてのDNSH基準は、森林管理計画または同等の文書で扱われていること。</p> <p>1.5. 森林管理計画又はこれに相当する文書は、計画に含まれる情報、特に関係する地域に関するデータの正確性を保証するモニタリング情報を提供すること。</p> <p>1.6. 当該期間の開始時及びその後5年ごとに、森林管理が森林管理計画又はこれに相当する文書に適合しているかどうかは、国の当局又は当該活動の運営者の要請に応じて、関連する国の権限のある当局又は森林認証制度のような独立した第三者認証機関によって管理されること。</p> <p>独立した第三者認証機関は、所有者や資金提供者と直接結びついておらず、活動の開発や運営には関与していないこと。</p>
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	<p>水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、本節の第1節に記すプランで特定され、対処されており、関連する利害関係者⁶⁸と協議して策定された水利用と防護管理計画に従って、関連する認証機関によって管理されていること。</p>
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>この活動によって引き起こされる林業文化の変化は、森林からの木材製品の長期的な循環性を著しく低下させることにはならないと思われる。</p>
(5) 公害防止・管理	<p>農薬の使用は削減され、また、有害動植物や疾病の発生を制御するために農薬の使用が必要な場合を除き、指令2009/128/ECに従って、農薬に代わる非化学的代替物を含む代替的なアプローチや技術が望ましい。この活動では肥料を使用しないこと。</p>

⁶⁸

指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

	<p>残留性有機汚染物質に関するPOPs条約、国際貿易における特定の有害な化学物質および農薬に関する事前のインフォームド・コンセント手続きに関するロッテルダム条約、水銀に関する水俣条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、WHOの危険有害性による農薬の勧告分類で分類Ia(「極めて有害」)またはIb(「極めて有害」)として列挙されている有効成分の使用を回避するために、十分に文書化され、検証可能な措置が講じられていること。有効成分に関する国内実施法に準拠していること。</p> <p>水質汚濁、土壌汚染を防止し、汚染が発生した場合には浄化対策を実施していること。</p>
<p>(6) 生物多様性・生態系の保護及び回復</p>	<p>国の権限のある当局によって保全のために指定された地域、または保護されている生息地では、活動は、それらの地域の保全目標に合致していること。</p> <p>生物多様性の損失や高い保全価値に特に敏感な生息地、あるいは国内法に従ってそのような生息地の回復のために用意されている地域の用途転換は行われないうこと。</p> <p>本節の第1項で言及した計画には、国および地方の規定に従い、生物多様性を維持し、可能な限り向上させるための規定が含まれており、その中には、以下のものが含まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 生息地及び種の良い保全状態を確保し、典型的な生息地種を維持すること。 (b) 侵略的外来種の使用又は放出を含まないこと。 (c) 次のことが証明されない限り、非在来種の使用を除くこと。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 森林生殖材料の使用は、好ましく適切な生態系条件(気候、土壌基準、植生地帯、森林火災の回復力など)につながる。 (ii) 現存する在来種は、予測される気候的・水文学的条件にもはや適応していない。 (d) 土壌の構造及び肥沃度並びに土壌の生物多様性の維持を確保すること。 (e) 自然に近い森林又は地域の状況に合わせた類似概念を振興すること。

- (f) 生物多様性の高い生態系を生物多様性の低い生態系に転換しないこと。
- (g) 森林に関連する生息地及び種の多様性を確保すること。
- (h) 樹木構造の多様性を確保し、成熟期の樹木及び枯死木の維持又は増進を図ること。

1.6. 植林

活動内容

この活動は、国内法によって確立された再植林の定義を満たしている。国内法にそのような定義が含まれていない場合、その活動はFAOによる森林再生⁶⁹の定義、またはFAOによる自然再生林⁷⁰の定義に合致する。この活動は、土地利用に変化がないことを意味し、国内の温室効果ガスインベントリで使用されている森林の定義に合致する劣化した土地で、または利用できない場合には、森林⁷¹のFAOの定義に合致している。規則2020/853の適用上、「再植林」というカテゴリーは、極端な現象(風、火災など)に続く場合に適用され、収穫後の再植林に対する通常の法的拘束力のある義務の一部としてではない。

当該活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードA2に分類される。活動は、NACE II 02.10、すなわち林業およびその他の森林活動に限定され、02.30、すなわち野生栽培非木材製品の収集に限定される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応への実質的な貢献

⁶⁹ 森林に分類される土地への植林及び/又は意図的播種による森林の再定着。

FAOグローバル資源評価2020. 用語と定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>

⁷⁰ FAOによる「自然再生林」の定義 自然再生により樹木を主体とした森林。

⁷¹ 5メートルを超える樹木があり、かつ、樹冠の被覆面積がそれを超える0,5ヘクタールを超える土地10%を超える樹木、すなわちその場でこれらの閾値に達することができる樹木。これには、主として農地または都市の土地利用下にある土地は含まれない。

FAOグローバル資源評価2020. 用語と定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>

この経済活動は、重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定される。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度の最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁷²、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。

実施される適応策は以下のとおり。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁷³を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁷⁴に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と統合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本付属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動のDNSH技術的スクリーニング基準に合致していること。

重大な危害を及ぼさないこと

⁷² 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

⁷³ 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>.

⁷⁴ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

(1) 気候変動の緩和	<p>森林管理計画又はこれに準ずるもの</p>
	<p>1.1. 本活動は、国内法に規定されている森林管理計画または同等の文書の対象となる地域、または国内法で森林管理計画または同等の計画が定められていない地域(FAOの森林地域の定義で長期森林管理計画の⁷⁵に言及されている)で行われること。</p> <p>森林管理計画又はこれに準ずるものは、十年以上の期間を対象とし、継続的に更新され、かつ、次の詳細な情報を提供することにより森林管理システムを記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 主要な制約⁷⁶を含む経営目標 (b) 管理目標を達成するために計画された全般的な戦略と活動(森林サイクル全体にわたる期待される活動を含む)。 (c) 主要な既存及び意図された森林樹種、並びにその範囲及び分布を含む森林生息地の状況の定義 (d) 土地登記所における官報による区域の定義 (e) 区画、道路、通路の権利及びその他の公衆のアクセス、水路を含む物理的特徴、法的及びその他の制限の下にある区域 (f) 森林生態系の良好な状態を維持するために展開される措置 (g) 社会的課題への配慮(景観保全、ステークホルダーとの協議) (h) 森林火災、病虫害・疾病の発生など森林に関わるリスクの評価。リスクを予防し、低減・管理することを目的として、(続く)

⁷⁵ 長期(10年以上)の管理計画を文書化し、定められた管理目標を目指す森林地域で、定期的に改訂されている。

FAOグローバル資源評価2020. 用語と定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>.

⁷⁶ (i) 木材資源の長期的持続可能性(ii) 生息地保全、関連する生息地の多様性、および土壌を最小限に抑える収穫条件に対する影響/圧力の分析を含む。

	<p>残留リスクに対する防護を確実にするための対策とともに。</p> <p>12 ポイント1.1で述べた計画に記載されているように、森林管理システムの持続可能性は、以下のいずれかのアプローチによって確保されること。</p> <p>(a) 森林管理は、適用される持続可能な森林管理の国家定義に合致するものであるか、</p> <p>(b) 実施中の管理システムが、指令(EU)2018/2001の第29条(6)に規定された森林の持続可能性の基準に適合していることを示し、その適用日現在、同指令の第29条(8)に基づいて採択された森林バイオマスからのエネルギーの運用指針に関する施行法に準拠していることを示す。</p> <p>13. 実施されている活動に関連する管理システムは、規則(EU)No 995/2010に規定されているデュー・デリジェンス義務および合法性要件に準拠していること。</p> <p>14. 森林管理に関連するすべてのDNSH基準は、森林管理計画で扱われていること。</p> <p>15. 森林管理計画又はこれに相当する文書は、計画に含まれる情報、特に関連する地域に関するデータの正確性を保証するモニタリングを提供すること。</p> <p>16. 当該期間の開始時及びその後5年ごとに、森林管理が森林管理計画に適合しているかどうかは、国の当局又は事業者の要請により、関連する国の権限のある当局又は森林認証制度のような独立した第三者認証機関によって管理されること。</p> <p>独立した第三者認証機関は、所有者や資金提供者と直接結びついておらず、活動の開発や運営には関与していないこと。</p>
<p>(3) 水と海洋資源の持続可能な利用と保護</p>	<p>水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、本セクションの第1節に言及されている計画において特定され、対処され、関連する認証機関により関連する利害関係者77と協議した上で策定された、水利用と防護のマネジメントプランに従って管理されていること。</p>

(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	この活動によって引き起こされる林業文化の変化は、森林からの木材製品の長期的な循環性を著しく低下させることにはならないと思われる。
(5) 公害防止・管理	<p>農薬の使用は削減され、また、有害動植物や疾病の発生を制御するために農薬の使用が必要な場合を除き、指令2009/128/ECに従って、農薬に代わる非化学的代替物を含む代替的なアプローチや技術が望ましい。この活動は肥料を使用しないこと。</p> <p>残留性有機汚染物質に関するPOPs条約、国際貿易における特定の有害な化学物質および農薬に関する事前のインフォームド・コンセント手続きに関するロッテルダム条約、水銀に関する水俣条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、およびWHOの危険有害性による農薬の勧告分類で分類Ia(「極めて有害」)またはIb(「極めて有害」)として記載されている有効成分の使用を回避するために、十分に文書化され、検証可能な措置が講じられている。その活動は、有効成分に関する国内実施法に準拠していること。</p> <p>水質汚濁、土壌汚染を防止し、汚染が発生した場合には浄化対策を実施すること。</p>
(6) 生物多様性・生態系の保護及び回復	<p>国の権限のある当局によって保全のために指定された地域、または保護されている生息地では、活動は、それらの地域の保全目標に合致していること。</p> <p>生物多様性の損失や高い保全価値に特に敏感な生息地、あるいは国内法に従ってそのような生息地の回復のために用意されている地域の用途転換を行わないこと。</p> <p>本節1で言及した計画には、以下に従い、生物多様性を維持し、可能性を高めるための国及び地方の規定が含まれていること。</p>

⁷⁷ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

⁷⁸ WHOの有害性による農薬の推奨分類(バージョン2019)、<https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/32193/978924005662-eng.pdf?ua=1>。

-
- (a) 生息地及び種の良い保全状態を確保し、典型的な生息地種を維持すること。
 - (b) 侵略的外来種の使用又は放出をしないこと。
 - (c) 次のことが証明されない限り、非在来種の使用を除くこと。
 - (i) 森林生殖資材の使用は、好ましく適切な生態系の状態(気候、土壌基準、植生地帯、森林火災の回復力など)につながる。
 - (ii) 現存する在来種は、予測される気候的・水文学的条件にもはや適応していない。
 - (d) 土壌の構造及び肥沃度並びに土壌の生物多様性の維持を確保すること。
 - (e) 自然に近い森林又は地域の状況に適合した類似の概念を促進すること。
 - (f) 生物多様性の高い生態系を生物多様性の低い生態系に転換しないこと。
 - (g) 森林に関連する生息地及び種の多様性を確保すること。
 - (h) 樹木構造の多様性を確保し、成熟期の樹木及び枯死木の維持又は増進を図ること。
-

1.7. 森林管理の改善

活動内容

この活動は、国内法で定められた森林管理の改善の定義を満たしている。国内法にそのような定義が含まれていない場合、この活動は、気候変動緩和の目的で行われる森林における管理介入を指し、気候便益分析を通して実証される。この活動は、土地利用に変化がないと仮定しており、国の温室効果ガスインベントリで使用されている森林の定義に合致する土地で、または利用できない場合には、FAOの森林⁷⁹の定義に合致する土地で行われる。

当該活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードA2に分類される。活動は、NACE II 02.10、すなわち林業およびその他の森林活動に限定され、02.30、すなわち野生栽培非木材製品の収集に限定される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度の最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、オープンソースモデル⁸⁰、気候変動に関する最新の政府間パネル報告書に準拠した脆弱性とリスク分析のための利用可能な最良の科学、関連する方法論、出版された科学的ピアレビューを考慮に入れている。

⁷⁹ 5mを超える樹木と10%を超える樹冠のある0.5ヘクタールを超える土地、または現場でこれらの閾値に達することができる樹木。FAO Global Resources Assessment 2020では、農地や都市部の土地利用が圧倒的に多い土地は含まれていない。用語および定義 <http://www.fao.org/3/i8661en/i8661en.pdf>.

⁸⁰ 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

実施される適応策は以下のとおり。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁸¹を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁸²に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動のDNSH技術的スクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと

(1) 気候変動の緩和	<p>森林管理計画又はこれに準ずるもの</p> <p>1.1. 活動は、国内法に規定されている森林管理計画または同等の文書の対象となる地域、または国内法で森林管理計画が定められていない地域(FAOの「長期的な森林管理計画を伴う森林地域」⁸³の定義で言及されている)で行われること。</p> <p>森林管理計画又はこれに準ずる文書は、10年以上の期間を対象とし、継続的に更新され、かつ、以下の詳細な情報を提供することにより森林管理システムを記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none">(a) 主要な制約⁸⁴を含む経営目標(b)
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⁸¹ 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-soluti>

⁸² 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会:グリーン・インフラストラクチャー(GI)-EUのNatural Capitalの強化(COM/2013/0249最終版)への連絡を参照。

⁸³ 長期的(10年以上)に文書化された管理計画を定めた森林地域
経営目標を定め、定期的に見直しています。

FAOグローバル資源評価2020. 用語と定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>.

⁸⁴ (i) 木材資源の長期的持続可能性(ii) 生息地保全、関連する生息地の多様性、および土壌を最小限に抑える収穫条件に対する影響/圧力の分析を含む。

森林サイクル全体を通して期待される活動を含めた管理目標に到達するための全体戦略と行動計画。

- (c) 主要な既存及び意図された森林樹種、並びにその範囲及び分布を含む森林生息地の状況の定義。
- (d) 土地登記所における官報による区域の定義。
- (e) 区画、道路、通路の権利及びその他の公衆のアクセス、水路を含む物理的特徴、法的及びその他の制限の下にある区域。
- (f) 森林生態系の良好な状態を維持するために展開される措置。
- (g) 社会的課題への配慮(景観保全、ステークホルダーとの協議)。
- (h) 森林火災、並びに有害動植物及び疾病の発生を含む森林に関連するリスクの評価であって、残留リスクに対する防護を確実にするために展開されるリスク及び措置を予防し、削減し及び管理することを目的とするもの。

12 ポイント1.1で述べた計画に記載されているように、森林管理システムの持続可能性は、以下のいずれかのアプローチによって確保されること。

- (a) 森林管理は、適用される持続可能な森林管理の国家定義に合致するものであるか、
- (b) 実施されている管理システムが、指令(EU)2018/2001の第29条(6)に規定されている森林の持続可能性の基準、及び同指令の第29条(8)に基づいて採択された森林バイオマスからのエネルギーの運用指針に関する施行法に準拠していることを示す。

13. 実施されている活動に関連する管理システムは、規則(EU)No 995/2010に規定されているデュー・デリジェンス義務および合法性要件に準拠していること。

14. 森林管理に関連するすべてのDNSH基準は、森林管理計画で扱われていること。

15. 森林管理計画又はこれと同等の文書は、計画に含まれる情報、特に関連するデータの正確性を保証するモニタリングを規定していること。

	<p>1.5. 期間の開始時及びその後5年ごとに、森林管理が森林管理計画又はこれに相当する文書に適合しているかどうかは、国の当局又は事業者の要請により、関連する国内の所管当局又は森林認証制度等の独立した第三者認証機関によって管理されること。</p> <p>独立した第三者認証機関は、所有者や資金提供者と直接結びついておらず、活動の開発や運営には関与していないこと。</p>
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	<p>水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、本節の第1節に記すプランで特定され、対処されており、関連する利害関係者⁸⁵と協議して策定された水利用と防護管理計画に従って、関連する認証機関によって管理されていること。</p>
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>この活動によって引き起こされる林業文化の変化は、森林からの木材製品の長期的な循環性を著しく低下させることにはならないと思われる。</p>
(5) 公害防止・管理	<p>農薬の使用は削減され、また、有害動植物や疾病の発生を制御するために農薬の使用が必要な場合を除き、指令2009/128/ECに従って、農薬に代わる非化学的代替物を含む代替的なアプローチや技術が望ましい。この活性は肥料を使用しないこと。</p> <p>残留性有機汚染物質に関するPOPs条約、国際貿易における特定の有害な化学物質及び農薬に関する事前のインフォームド・コンセント手続に関するロッテルダム条約、水銀に関する水俣条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、及び分類Ia(「極端に」)として列挙された活性成分の使用を回避するため、十分に文書化され、検証可能な措置がとられていること。</p>

⁸⁵

指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、又は第三国における水質の保全及び水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する活動のための同等の国内規定又は国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

	<p>WHOの有害性⁸⁶による農薬の推奨分類における「有害性が高い」または「有害性が高い」その活動は、有効成分に関する国内実施法に準拠していること。</p> <p>水質汚濁、土壌汚染を防止し、汚染が発生した場合には浄化対策を実施すること。</p>
<p>(6) 生物多様性・生態系の保護及び回復</p>	<p>国の権限のある当局によって保全のために指定された地域、または保護されている生息地では、活動は、それらの地域の保全目標に合致していること。</p> <p>生物多様性の損失や高い保全価値に特に敏感な生息地、あるいは国内法に従ってそのような生息地の回復のために用意されている地域の用途転換をしないこと。</p> <p>本節の第1節で言及した計画には、国および地方の規定に従い、生物多様性を維持し、可能な限り向上させるための規定が含まれており、その中には、以下のものが含まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 生息地及び種の良い保全状態を確保し、典型的な生息地種を維持すること。 (b) 侵略的外来種の使用又は放出をしないこと。 (c) 次のことが証明されない限り、非在来種の使用を除くこと。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 森林生殖資材の使用は、好ましく適切な生態系の状態(気候、土壌基準、植生地帯、森林火災の回復力など)につながる。 (ii) 現存する在来種は、予測される気候的・水文学的条件にもはや適応していない。 (d) 土壌の構造及び肥沃度並びに土壌の生物多様性の維持を確保すること。 (e) 自然に近い森林又は地域の状況に適合した類似の概念を促進すること。 (f) 生物多様性の高い生態系を生物多様性の低い生態系に転換しないこと。

	<p>(g) 森林に関連する生息地及び種の多様性を確保すること。</p> <p>(h) 樹木構造の多様性を確保し、成熟期の樹木及び枯死木の維持又は増進を図ること。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------

1.8. 保全林業

活動内容

この活動は、1つまたは複数の生息地または種の保全を目的とした森林管理活動を対象としている。この活動は、土地の種類に変化がないと仮定しており、国の温室効果ガスインベントリで使用されている森林の定義に合致する土地、または利用できない場合には、FAOの森林⁸⁷の定義に合致する土地で行われる。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードA2に分類される。活動は、NACE II 02.10、すなわち林業およびその他の森林活動に限定され、02.30、すなわち野生栽培非木材製品の収集に限定される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、少なくとも10~30年の気候を含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度の最先端の気候予測を用いて実施されること。

⁸⁷ 5mを超える樹木と10%を超える樹冠のある0.5ヘクタールを超える土地、または現場でこれらの閾値に達することができる樹木。FAO Global Resources Assessment 2020では、農地や都市部の土地利用が圧倒的に多い土地は含まれていない。用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>

大型投資の予測シナリオ

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁸⁸、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおり。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁸⁹を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁹⁰に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致していること。

重大な危害を及ぼさないこと

(1) 気候変動の緩和	<p><i>森林管理計画又はこれに準ずるもの</i></p> <p>1.1. 活動は、国内法に規定されている森林管理計画又は同等の文書の対象となる地域、又は国内規則が森林管理計画を定義していない地域(FAOの「長期森林管理計画を伴う森林地域」⁹¹の定義に記載されている)で行われること。</p> <p>特に、森林管理計画又はこれに準ずるものは、十年以上の期間を対象とし、継続的に更新され、かつ、次の詳細事項を定めることにより森林管理体制を記載するものであること。</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⁸⁸ 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

⁸⁹ 国連決議第069号「国際連合の自然に基づく解決策の定義」に従う。

<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions>.

⁹⁰ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。

欧州のナチュラール・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

⁹¹ FAO Global Resources Assessment 2020では、長期(10年以上)の管理計画が文書化され、明確な管理目標を目指し、定期的に改訂されている森林地域。用語

および定義。 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>

- (a) 主要な制約を含む経営目標
- (b) 管理目標を達成するために計画された全般的な戦略と活動(森林サイクル全体にわたる期待される活動を含む)。
- (c) 地域の森林生態系の状況に応じた、森林生息地の状況、主な森林樹種、意図されたもの、及びその範囲と分布の定義。
- (d) 土地登記所における官報による区域の定義
- (e) 区画、道路、通路の権利及びその他の公衆のアクセス、水路を含む物理的特徴、法的及びその他の制限の下にある区域
- (f) 森林生態系の良好な状態を維持するために展開される措置
- (g) 社会問題への配慮(景観保全、ステークホルダーとの協議)
- (h) 森林火災、並びに有害動植物及び疾病の発生を含む森林に関連するリスクの評価であって、残留リスクに対する防護を確実にするための措置を講じ、展開されるリスクを予防し、削減し及び管理することを目的とするもの

1.2. 森林管理計画又はこれに準ずるもの

- (a) FAOの定義に基づき、土壌・水質⁹³の保全、生物多様性⁹⁴の保全、または社会サービス⁹⁵からなる主な指定管理客観⁹²を示すこと。
- (b) より自然林業に近いなど、生物多様性に優しい慣行に従うこと。

⁹² 管理部門(FAO Global Resources Assessment 2020)に割り当てられた主な指定管理目標。用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>.

⁹³ 管理目的が土壌と水の保護である森林。(FAO Global Resources Assessment 2020) 用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>.

⁹⁴ 生物の多様性の保全を経営の目的とする森林 含まれているが、含まれていない保護地域内の生物多様性の保全のために指定された地域に限る。(FAO Global Resources Assessment 2020) 用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>.

⁹⁵ 管理目的が社会サービスである森林。(FAO Global Resources Assessment 2020) 用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>

(c) 以下の分析を含むこと。

- (i) 生息地の保全と関連する生息地の多様性に影響を与え、圧力を与える。
- (ii) 土壌への影響を最小限に抑える収穫条件
- (iii) 狩猟、漁業、農業、牧畜、林業活動、工業、鉱業、商業活動など、保護目的に影響を与える他の活動。

1.3. 1.1に記す計画に記載されている森林管理システムの持続可能性は、以下のいずれかのアプローチによって確保されること。

(a) 森林管理がなされている場合は、持続可能な森林管理の国の定義に合致すること。

(b) 実施されている管理システムが、指令(EU)2018/2001の第29条(6)で定義された森林の持続可能性基準に適合していることを示し、その適用日現在、同指令の第29条(8)で採択された森林バイオマスからのエネルギーの運用指針に関する施行法に準拠していること。

1.4. 実施されている活動に関連する管理システムは、規則(EU)No 995/2010に規定されているデュー・デリジェンス義務および合法性要件に準拠していること。

1.5. 保全林業基準に関連するすべてのDNSHIは、森林管理計画または同等の文書で取り扱われていること。

1.6. 森林管理計画又はこれに相当する文書は、計画に含まれる情報、特に関係する地域に関するデータの正確性を保証するモニタリングを提供すること。

1.7. 当該期間の開始時及びその後5年ごとに、森林管理が森林管理計画又はこれに相当する文書に適合しているかどうかは、国の当局又は当該活動の運営者の要請に応じて、関連する国内の所管当局又は森林認証制度等の独立した第三者認証機関のいずれかによって管理されること。

独立した第三者認証機関は、所有者や資金提供者と直接結びついておらず、活動の開発や運営には関与していないこと。

<p>(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護</p>	<p>水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、本節の第1節に記すプランで特定され、対処されており、関連する利害関係者⁹⁶と協議して策定された水利用と防護管理計画に従って、関連する認証機関によって管理されていること。</p>
<p>(4) サーキュラー・エコノミーへの移行</p>	<p>この活動によって引き起こされる林業文化の変化は、森林からの木材製品の長期的な循環性を著しく低下させることにはならないと思われる。</p>
<p>(5) 公害防止・管理</p>	<p>この活動は、農薬や肥料を使用していないこと。</p> <p>残留性有機汚染物質に関するPOPs条約、国際貿易における特定の有害な化学物質および農薬に関する事前のインフォームド・コンセント手続きに関するロッテルダム条約、水銀に関する水俣条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、およびWHOの危険有害性による農薬の勧告分類で分類Ia(「極めて有害」)またはIb(「極めて有害」)として列挙されている有効成分の使用を回避するために、十分に文書化され、検証可能な措置が講じられていること。その活動は、有効成分に関する国内実施法に準拠していること。</p> <p>水質汚濁、土壌汚染を防止し、汚染が発生した場合には浄化対策を実施すること。</p>
<p>(6) 生物多様性・生態系の保護及び回復</p>	<p>国の権限のある当局によって保全のために指定された地域、または保護されている生息地では、活動は、それらの地域の保全目標に合致していること。</p> <p>生物多様性の損失や高い保全価値に特に敏感な生息地、あるいは国内法に従ってそのような生息地の回復のために用意されている地域の用途転換が行われないこと。</p> <p>本節1で言及した計画には、以下に従い、生物多様性を維持し、可能性を高めるための規定が含まれていること。</p>

⁹⁶ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

⁹⁷ WHOの有害性による農薬の推奨分類(バージョン2019)、<https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/32193/978924005662-eng.pdf?ua=1>。

国及び地方の規定(次のものを含む。)

- (a) 生息地及び種の良い保全状態を確保し、典型的な生息地種を維持すること。
- (b) 侵略的外来種の使用又は放出含まないこと。
- (c) 次のことが証明されない限り、非在来種の使用を除くこと。
 - (i) 森林生殖材料の使用は、好ましく適切な生態系条件(気候、土壌基準、植生地帯、森林火災の回復力など)につながる。
 - (ii) 現存する在来種は、予測される気候的・水文学的条件にもはや適応していない。
- (d) 土壌の構造及び肥沃度並びに土壌の生物多様性の維持を確保すること。
- (e) 自然に近い森林又は地域の状況に適合した類似の概念を促進すること。
- (f) 生物多様性の高い生態系を生物多様性の低い生態系に転換することを除くこと。
- (g) 森林に関連する生息地及び種の多様性を確保すること。
- (h) 樹木構造の多様性を確保し、成熟期の樹木及び枯死木の維持又は増進を図ること。

2. 環境保全・復旧活動

2.1. 湿地の再生

活動内容

湿地の回復とは、国際的に重要な湿地に関するラムサール条約(Waterfowl Habitat:ラムサール条約)に適合する土地を意味し、湿地⁹⁹の国際的な定義の⁹⁸にある。当該地域は、以下のUnionの定義と一致する。

⁹⁸ Waterfowl Habitat, https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/current_convention_text_e.pdf.

⁹⁹ 湿地には、湿地、湿地草原、泥炭地、洪水原、河川、湖などの多様な陸上生息地、塩性湿地、マングローブ、干潟などの沿岸地域が含まれる。

湿地¹⁰⁰の賢明な利用と保全に関する委員会情報に規定されている湿地。

この活動には、規則(EC) No 1893/2006によって制定された経済活動の統計的分類で言及されているようなNACEコードはないが、規則(EU) No 691/2011によって制定された環境保護活動(CEPA)の統計的分類のクラス6に関連している。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定される。評価は、以下のよう
に、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度の最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル¹⁰¹、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。

実施される適応策は以下のとおり。

- (a) 適応努力または他の者、性質、資産その他の経済活動に係る気候上の危険に関する物理的回復力のレベルに悪影響を及ぼさないこと

低潮時には6メートル以下の海域や、ダム、貯水池、水田、排水処理池、湖沼などの人工湿地、藻場、サンゴ礁などの海域。湿地に関するラムサール条約第7版(以前のラムサール条約マニュアル)。スイス、グランドのラムサール条約事務局

¹⁰⁰ 湿地の賢明な利用と保全に関する1995年5月29日の理事会および欧州議会への連絡、COM(95)189最終。

¹⁰¹ 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

- (b) 自然に基づくソリューション¹⁰²を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ¹⁰³に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ¹⁰⁴ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	ピート抽出を最小限に抑えること。
(5) 公害防止・管理	<p>農薬の使用は最小限に抑えられており、農薬のアウトブレイクを制御するために農薬の使用が必要な場合を除き、指令2009/128/ECに従って、農薬に代わる非化学的代替物を含む代替的なアプローチまたは技術が望ましい。この活動では肥料を使用しないこと。</p> <p>残留性有機汚染物質に関するPOPs条約、特定の有害化学物質に関する事前のインフォームド・コンセント手続に関するロッテルダム条約に列挙されている有効成分の使用を避けるために、十分に文書化され検証可能な措置がとられていること。</p>

¹⁰² 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions>.

¹⁰³ 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照
経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。

¹⁰⁴ 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。
第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

	<p>国際貿易の農薬、水銀に関する水俣条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、およびWHO勧告の「有害性による農薬分類」の分類Ia(「極めて有害」)またはIb(「極めて有害」)として列挙された有効成分。その活動は、有効成分に関する関連する国内実施法に準拠していること。</p> <p>水質汚濁、土壌汚染を防止し、汚染が発生した場合には浄化対策を実施すること。</p>
<p>(6) 生物多様性・生態系の保護及び回復</p>	<p>国の権限のある当局によって保全のために指定された地域、または保護されている生息地では、活動は、それらの地域の保全目標に合致していること。</p> <p>生物多様性の損失や高い保全価値に特に敏感な生息地、あるいは国内法に従ってそのような生息地の回復のために用意されている地域の用途転換を行わないこと。</p> <p>本節の第1項(再生計画)で言及されている計画には、国や地方の条項に従い、生物多様性を維持し、可能な限り向上させるための規定が含まれており、その中には、以下のものが含まれること。</p> <p>(a)生息地及び種の良い保全状態の確保、典型的な生息地種の維持。</p> <p>(b)外来種の使用又は放出を排除すること。</p>

3. 製造業

3.1. 再生可能エネルギー技術の製造

活動内容

再生可能エネルギー技術の製造

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC.25, C.27, C.28に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定される。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル¹⁰⁶、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。

実施される適応策は以下のとおり。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション¹⁰⁷を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ¹⁰⁸に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と統合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本付属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致していること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

¹⁰⁶ 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

¹⁰⁷ 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う [\(IUCN\)、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem)
経営・仕事・自然を基盤としたソリューション

¹⁰⁸ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ¹⁰⁹ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>活動は、利用可能性を評価し、可能であれば、支援する技術を採用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 製造された製品の二次原料・部品のリユース・使用 (b) 製品の高耐久性、リサイクル性、解体性、適合性を考慮した設計 (c) 製造工程での廃棄よりリサイクルを優先した廃棄物管理
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性・生態系の保護及び回復	<p>指令2011/92/EUに従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別¹¹⁰が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準¹¹¹に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(Natura 2000保護地域ネットワークを含む、ユネスコ)の近くに位置する(続く)</p>

¹⁰⁹ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

¹¹⁰ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

¹¹¹ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

世界遺産及び主要な生物多様性地域、並びに他の保護地域では、適切な評価¹¹²(該当する場合)が実施され、その結論に基づいて、必要な緩和措置¹¹³が実施されていること。

3.2. 水素製造装置の製造

活動内容

水素電解技術製造装置の製造

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NAC EコードC.25, C.27, C.28に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定される。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、オープンソースモデル¹¹⁴、気候変動に関する最新の政府間パネル報告書に準拠した脆弱性とリスク分析のための利用可能な最良の科学、関連する方法論、科学的ピアレビューを考慮に入れている。

¹¹² 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

¹¹³ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

¹¹⁴ 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

実施される適応策は以下のとおり。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション¹¹⁵を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ¹¹⁶に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ¹¹⁷ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>活動は、利用可能性を評価し、可能であれば、支援する技術を採用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 製造された製品の二次原料・部品のリユース・使用 (b) 製品の高耐久性、リサイクル性、解体性、適合性を考慮した設計 (c) 製造工程では、廃棄よりリサイクルを優先した廃棄物管理

¹¹⁵ 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions>.

¹¹⁶ 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照
経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。

¹¹⁷ 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。
第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

(5)公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性・生態系の保護及び復元	<p>指令2011/92/EUに従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別118が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準119に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(Natura 2000保護地域ネットワークを含む、ユネスコ)の近くに位置する世界遺産及び主要な生物多様性地域、並びに他の保護地域では、適切な評価120(該当する場合)が実施され、その結論に基づいて、必要な緩和措置121が実施されていること。</p>

3.3. 輸送用低炭素技術の製造

活動内容

次の低炭素輸送技術の製造

- (a) 直接(テールパイプ)CO₂排出量がゼロの鉄道、客車、貨車
- (b) 鉄道、乗客用コーチ、貨車等で、必要なインフラストラクチャーを備えた軌道上で運行した場合に排出されるCO₂をゼロにし、かつ、そのインフラストラクチャーが利用できないときは従来のエンジン(バイモード)を使用すること。
- (c) 車両の直接(テールパイプ)CO₂排出量がゼロである都市部、郊外部、道路旅客輸送装置

¹¹⁸ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

¹¹⁹ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

¹²⁰ 指令2009/147/EC 92/43/EECに従って、または第三国に所在する活動については、以下に記載する。IFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理など、同等の国内規定または国際基準に準拠している。

¹²¹ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないこ

とを確実にするために特定されている。

- (d) 使用者の身体活動、ゼロ・エミッション・モーター、またはゼロ・エミッション・モーターと身体活動の組み合わせから生じる推進装置を備えたパーソナル・モビリティ・デバイス
- (e) 「M₁」および「N₁¹²²」に分類される車両
 - (i) (i) 2025年12月31日まで: 規制(EU)2019/631第3条(1)項(h)に定義されるCO₂の排出原単位。50gCO₂/km(低排出軽量車)より低いこと。
 - (ii) (ii) 2026年1月1日から: 規則(EU)2019/631第3条(1)、第3条(h)に定義されるCO₂の排出原単位はゼロとなる。
- (f) 規則(EU)168/2013に規定された排出試験に従って計算されたCO_{2e}/km^{0g}に等しい排気管CO₂排出量を有するカテゴリーL¹²³の車両。
- (g) 化石燃料の輸送専用車両ではないもので、規制(EU)2019/1242に定義されている「ゼロ・エミッション・ヘビー・デューティ・カー」であり、技術的に許容される最大積載量が7,5トンを超えないもの。
- (h) 規制(EU)2019/1242の第3条(11)に定義される「ゼロ・エミッション重量車両である技術的に許容される最大積載量が7,5トンを超える化石燃料の輸送専用車両でないもの」または同規則の第3条(12)に定義される「低排出重量車両」
- (i) 次の内陸旅客水運船
 - (i) 直接(排気管)CO₂排出量がゼロであるもの。
 - (ii) 2025年12月31日までは、通常運転のために直接(テールパイプ)CO₂排出量ゼロまたはプラグイン電源を、少なくとも50%以上使用するハイブリッド船。
- (j) 化石燃料輸送専用ではない内陸貨物海上輸送船。
 - (i) 直接(テールパイプ)CO₂排出量がゼロであるもの。
 - (ii) 2025年12月31日まで、(EU)規則2019/1242第11条に従って、重量車両(車両サブグループ5-LH)に定義されるCO₂排出量の平均基準値より50%低いエネルギー効率運転指標¹²⁴を使用して、トンキロ(gCO₂/tkm)当たりのCO₂の直接(テールパイプ)排出量を算定(または新造船の場合は推定)するもの。
- (k) 化石燃料輸送専用ではない海上・沿岸貨物海上輸送船。
 - (i) 直接(排気管)CO₂排出量がゼロであるもの。
 - (ii) 2025年12月31日までは、通常運転のために直接(テールパイプ)CO₂排出量ゼロまたはプラグイン電源を、少なくとも50%以上を使用するハイブリッド船。
 - (iii) 2025年12月31日までで、船舶が専ら陸上輸送貨物の海上輸送を可能とするように設計された内航サービスの提供にのみ使用されていることが証明できる場合に限り、直航船舶は、陸上輸送貨物から海上輸送貨物へのモーダルシフトを可能とする。

¹²² (EU)2018/858規則第4条(1)、第4条(a)及び(b)に定義されるとおり。

¹²³ 規則(EU)No.168/2013第4条に定義される。

¹²⁴ エネルギー効率運転指標とは、単位あたりのCO₂排出量のmasの割合と定義される。

輸送業務 これは、船舶の全体的な取引パターンを表す一貫した期間にわたる船舶運航のエネルギー効率の代表値であるべきである。この指標の算出方法に関するガイダンスは、文書MEPC.1/Circに記載されている。IMOから684名。

国際海事機関(IMO)のエネルギー効率設計指数(EEDI)¹²⁵を用いて計算した(テールパイプ)CO₂排出量は、規則(EU)2019/1242の第11条に従って大型車両(車両サブグループ5-LH)で定義された平均基準CO₂排出量より50%低い。

- (iv) 2025年12月31日まで、船舶は、2022¹²⁶1月1日に適用されるEEDIの要件を10%下回るエネルギー効率設計指数(EEDI)を達成していること。
- (I) 化石燃料輸送専用船ではない海上・沿岸旅客水上輸送船
- (i) 直接(排気管)CO₂排出量がゼロであるもの。
 - (ii) 2025年12月31日までは、ハイブリッド船は、通常運転のために、直接(テールパイプ)CO₂排出量ゼロまたはプラグイン電源を少なくとも50%以上使用すること。
 - (iii) 2025年12月31日まで、船舶は、2022年1月1日に適用されるEEDI要件を10%下回るエネルギー効率設計指数(EEDI)値を達成していること。

本活動はNACEコードC.27.1.1、C.27.9.0、C.29.1.0、C.29.2.0、C.30.1.1に分類され、C.30.1.2 C.30.2.0、C.30.9.1、C.30.9.2、C.30.9.9は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従っている。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、少なくとも10~30年の気候を含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

¹²⁵ エネルギー効率性設計インデックス、<http://www.imo.org/fr/MediaCentre/HotTopics/GHG/Pages/EEDI.aspx>

¹²⁶ 国際海事機関の海洋環境保護委員会の第74回会合で合意された。

大型投資の予測シナリオ

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル¹²⁷、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。

実施される適応策は以下のとおり。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション¹²⁸を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ¹²⁹に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ¹³⁰ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	活動は、利用可能性を評価し、可能であれば、支援する技術を採用する。

¹²⁷ 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

¹²⁸ 国連決議第069号「国際連合の自然に基づく解決策の定義」に従い自然保護(IUCN)、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions>。

¹²⁹ 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照
経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。

¹³⁰ 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。
第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

	<p>(a) 製造された製品の二次原料・部品のリユース・使用</p> <p>(b) 製品の高耐久性、リサイクル性、解体性、適合性を考慮した設計</p> <p>(c) 製造工程での廃棄よりリサイクルを優先した廃棄物管理</p>
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性生態系の保護及び復元	<p>指令2011/92/EUに従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別131が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準132に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(Natura 2000保護地域ネットワークを含む、ユネスコ)の近くに位置する世界遺産及び主要な生物多様性地域、並びに他の保護地域では、適切な評価133(該当する場合)が実施され、その結論に基づいて、必要な緩和措置134が実施されていること。</p>

3.4. ビル用エネルギー効率機器の製造

活動内容

建築物用の次のエネルギー効率向上設備(製品及びその構成部品)の一つ又は複数を製造すること。

- (a) U値が0.7W/m²K以下の窓

¹³¹ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

¹³² 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

¹³³ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従ってパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

¹³⁴ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

- (b) U値が1,2W/m²K以下のドア
- (c) U値が0,5W/m²K以下の外部被覆材
- (d) U値が0,3W/m²K以下の屋根設備
- (e) 欧州議会および理事会の規則(EU)2017/1369に従って、上位2つのエネルギー効率クラスに分類される家電製品。
- (f) 規則(EU)2017/1369に従い、上位2つのエネルギー表示クラスに格付けされた照明器具。
- (g) 規則(EU)2017/1369に従い、最高レベルのエネルギーラベル等級に格付けされた暖房および家庭用給湯システム。
- (h) 規則(EU)2017/1369に従って、上位2つのエネルギー表示クラスで評価された冷却・換気システム。
- (i) 照明システムの存在と昼光制御
- (j) 本附属書の4.16節に定める技術的選別基準に適合するヒートポンプ
- (k) 日よけ又は日射制御の機能を有する外壁及び屋根の要素(植生の生育を支えるものを含む。)
- (l) ビルのエネルギー効率の良いビル自動化・制御システム
- (m) ゾーン化されたサーモスタット及び住宅用建築物の主な電力負荷をスマートに監視するための装置、及びセンサー装置
- (n) 地域冷暖房システムに接続された個々の家庭用の熱計測・温熱制御機器、および建物全体を対象としたセントラルヒーティングシステムに接続された個々のアパート用の製品。

本活動はNACEコードC16.23、C17.11、C22.23、C23.11、C23.20、C23.31、C23.32、C23.43、C25.11、C25.12、C25.21、C25.29、C25.93、C27.31、C27.32、C27.40、C27.51、C28.11、C28.12、C28.13、C28.14は、規則(EC)No.1893/2006によって制定された経済活動の統計的分類に従っている。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定される。アセスメントは、以下の通り活動の規模とその期待値に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル¹³⁵、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。

実施される適応策は以下のとおり。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション¹³⁶を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ¹³⁷に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致していること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 持続可能な利用と保護の	水質の保全及び水ストレスの回避に関する環境劣化リスクは、関連する利害関係者138と協議した上で策定された、水利用と防護のマネジメントプランに従って特定され、かつ、対処されること。

¹³⁵ 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

¹³⁶ 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従い の 性質 (IUCN)、
<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem->
 経営・仕事・自然を基盤としたソリューション

¹³⁷ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
 欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

水資源・海洋資源	。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>本活動は、利用可能性を評価し、可能であれば、支援する技術を採用すること。</p> <p>(a) 製造された製品の二次原料・部品のリユース・使用</p> <p>(b) 製品の高耐久性、リサイクル性、解体性、適合性を考慮した設計</p> <p>(c) 製造工程での廃棄よりもリサイクルを優先した廃棄物管理</p>
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性・生態系の保護及び回復	<p>指令2011/92/EUに従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別¹³⁹が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準¹⁴⁰に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域、およびその他の保護地域のNatura 2000ネットワークを含む)内または近傍に所在する場所/事業については、該当する場合、適切な評価¹⁴¹の結論に基づき、所要の軽減措置142が実施されていることを示すこと。</p>

¹³⁸ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

¹³⁹ 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続
指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

¹⁴⁰ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

¹⁴¹ 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従って、または第三国に所在する活動については、IFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理など、同等の国内規定または国際基準に従っている。

3.5. 他の低炭素技術の製造

活動内容

ライフサイクルでのGHG排出削減量が、市場で利用可能な最良の代替技術/製品/ソリューションと比較して、ライフサイクルでのGHG排出削減量を実証する低炭素技術(およびその主要な構成要素)の製造。この場合、ライフサイクルでのGHG排出削減量は、委員会勧告2013/179/EUまたはISO14067:2018またはISO14064-1:2018を用いて算定され、定量化されたライ

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、C10からC33までのNACEコードに分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定される。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、オープンソースモデル¹⁴³、気候変動に関する最新の政府間パネル報告書に準拠した脆弱性とリスク分析のための利用可能な最良の科学、関連する方法論、科学的ピアレビューを考慮に入れている。

¹⁴² これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

¹⁴³ 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

実施される適応策は以下のとおり。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション¹⁴⁴を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ¹⁴⁵に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ¹⁴⁶ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>活動は、利用可能性を評価し、可能であれば、支援する技術を採用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 製造された製品の二次原料・部品のリユース・使用 (b) 製品の高耐久性、リサイクル性、解体性、適合性を考慮した設計 (c) 廃棄よりリサイクルを優先した廃棄物管理

¹⁴⁴ 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions>.

¹⁴⁵ 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照
経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。

¹⁴⁶ 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。
第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。